

第三十二号議案

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年二月二十一日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例  
 江戸川区事務手数料条例（昭和五十一年三月江戸川区条例第八号）の一部を次のように改正する。  
 別表第二都市開発部の表三十九の二の項中「第六十条の三第一項」を「第六十条の三第二項」に改める。  
 別表第二都市開発部（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく審査の事務に限る。）の表三の項中

を

に、

イ 性能基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省令・国土交通省令第一号）（第一条第一項第二号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。）による場合	ロ 仕様基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（第一条第一項第二号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。）以下この表において同じ。）による場合
イ 住宅部 分	(1) 性能基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（第一条第一項第二号イ(1)及び同号ロ(1)又は同項第三号に定める基準をいう。）による場合

イ 性能基準（省令（第一条第一項第二号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。）による場合	ロ 仕様基準（省令（第一条第一項第二号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。）以下この表において同じ。）による場合
イ 住宅部 分	(1) 性能基準（省令（第一条第一項第二号イ(1)及び同号ロ(1)又は同項第三号に定める基準をいう。）による場合

(1) 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。）による場合

(1) モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。）による場合

六十四万六千円	五十二万三千七百円	三十二万七千七百円	三十六万七千七百円
---------	-----------	-----------	-----------

第32号議案

五十二万三千七百円	三十六万七千七百円	二十二万七千七百円	四十三万五千円	三十七万千円	三十万九千円	二十三万五千七百円	十四万五千七百円	八万七千七百円
-----------	-----------	-----------	---------	--------	--------	-----------	----------	---------

に改め、同項を五の項とし、同表二の項中

(ロ) モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。）による場合
---

を

(ロ) 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。）による場合
--

に、

標準入力法等による場合	モデル建物法による場合
-------------	-------------

を

七十六万三千円	八十七万千円	八万七千七百円	十四万五千七百円	二十三万五千七百円	三十万九千円	三十七万千円	四十三万五千円
---------	--------	---------	----------	-----------	--------	--------	---------

を

モデル建物法 による場合	標準入力法等 による場合
-----------------	-----------------

六十四万六千円	七十六万三千円	八十七万千円
---------	---------	--------

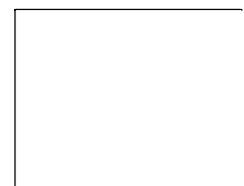
に、

十五万九千円	二十五万七千円	三十六万六千七百円	四十五万三千円	五十三万五千円	六十一万円	六万千円	十万二千円	十六万五千円	二十一万六千円	二十六万円	三十万五千円
--------	---------	-----------	---------	---------	-------	------	-------	--------	---------	-------	--------

を

六万千円	十万二千円	十六万五千円	二十一万六千円	二十六万円	三十万五千円	十五万九千円	二十五万七千円	三十六万六千七百円	四十五万三千円	五十三万五千円	六十一万円
------	-------	--------	---------	-------	--------	--------	---------	-----------	---------	---------	-------

に改め、同項を四の項とし、









別表第二都市開発部（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく審査の事務に限る。）の表五の項の次に次の一項を加える。

六 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第十一条の規定に基づき建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であるに該当していることとの証明	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であるに該当していることとの証明手数料 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であるに該当していることとの証明手数料の額は、次の(一)及び(二)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	非住宅部分の用途が工場等の場合	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上二万平方メートル未満のもの	一十九千円	交付申請のとき
				当該部分の床面積の合計が二万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	九万円	
(一)以外の非住宅部分の場合	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であるに該当していることとの証明	非住宅部分の用途が工場等の場合	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上二万平方メートル未満のもの	十四万円	交付申請のとき
				当該部分の床面積の合計が二万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	十一万三千円	
	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であるに該当していることとの証明	非住宅部分の用途が工場等の場合	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上二万平方メートル未満のもの	十万二千円	交付申請のとき
				当該部分の床面積の合計が二万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	十六万五千円	
	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であるに該当していることとの証明	非住宅部分の用途が工場等の場合	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上二万平方メートル未満のもの	二十一万六千円	交付申請のとき
				当該部分の床面積の合計が二万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	二十六万円	
	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であるに該当していることとの証明	非住宅部分の用途が工場等の場合	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上二万平方メートル未満のもの	三十五万円	交付申請のとき
				当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上二万平方メートル未満のもの	三十五万円	
	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であるに該当していることとの証明	非住宅部分の用途が工場等の場合	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上二万平方メートル未満のもの	五十三万五千円	交付申請のとき
				当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上二万平方メートル未満のもの	六十一万円	

別表第二都市開発部（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく審査の事務に限る。）の表備考第四号を同表備考第八号とし、同表備考第三号中「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料」を「認定申請手数料等」に改め、同表備考第七号とし、同表備考第二号中「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料」を「認定申請手数料等」に改め、同表備考第六号とし、同表備考第一号中「建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料」を「認定申請手数料等」という。）を加え、同号を同表備考第五号とし、同号の前に次の四号を加える。

一 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証

標準入力法等による場合	
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二十五万七千円
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	三十六万六千七百円
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上二万平方メートル未満のもの	四十五万三千円
当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	五十三万五千円
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	六十一万円

明に係る手数料（以下この表において「適合性判定手数料等」という。）の算出において、複合建築物（住宅部分と非住宅部分を含む建築物をいう。）の共用部分は、居住者以外の者のみを利用する部分の床面積の合計が居住者のみを利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合に、非住宅部分として取り扱う。

二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）第四条第一項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。

三 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。

四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条第一項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築（同法附則第三条第一項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。

付 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、別表第二都市開発部の表三十九の二の項の改正規定は、公布の日から施行する。

( 説明 )

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づき、建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料を定めるほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。